

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	ソーシャルライセンス取得 手続の不明確・遅延	・特に鉱業、E&Pにおいて企業が建設を行うにあたり、ソーシャルライセンスの取得に時間がかかり、又手続きも不明瞭。また違法採掘業者の存在も、障壁となっている。	継続	・規定を明確にした上で、より短い時間でライセンスの取得できるようにして欲しい。	
2	日機輸	高額な倉庫料	・コロンビアを、巨大なストレージをFTZに擁す南米のハブにする上で、倉庫の管理会社が倉庫料を高額に設定することが障壁となっている。	継続	・倉庫料の価格高騰を抑えるため、政府が規制を設ける等対策を講じ、ある程度統制して欲しい。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日鉄連	輸入関税率の変更	・2011年8月12日、商工観光省が国内産業の競争力強化を目的として鉄鋼を含む計3000品目を対象に、1年間関税を無税化。同時に鉄鋼を含む約300品目の税率を10%引き上げ。	継続		・商工観光省政令2917号
2	日鉄連	セーフガード措置の濫用	・2013年6月から9月にかけて、①溶融亜鉛メッキ鋼板、②線材、③山形鋼、④棒鋼および形鋼、⑤異形棒鋼および異形線材、⑥継目無鋼管および溶接鋼管に対するセーフガード調査を立て続けに開始。セーフガード措置の乱用により、保護主義的な動きが周辺国のみならず、世界的に蔓延する恐れがある。 -2013年10月8日、②線材に対する200日間の暫定セーフガード措置賦課開始。 -2013年10月8日、⑤異形棒鋼および異形線材に対する200日間の暫定セーフガード措置賦課開始。 -2013年11月29日、①溶融亜鉛メッキ鋼板に対するセーフガード調査終了。 -2014年1月29日、⑥継目無鋼管および溶接鋼管に対するセーフガード調査終了。 -2014年4月23日、③山形鋼に対するセーフガード調査終了。 -2014年4月23日、⑤異形棒鋼および異形線材に対するセーフガード調査終了。 -2014年4月30日、②線材に対するセーフガード措置開始。 -2014年5月19日、④棒鋼および形鋼に対するセーフガード調査終了。 -2015年4月30日、②線材に対するセーフガード措置終了（延長調査打ち切り） -2018年3月23日、⑦亜鉛めっき鋼板に対するセーフガード調査開始。 -2018年11月1日、⑧異形鉄筋および棒鋼に対するセーフガード調査開始。 -2018年12月19日、⑦溶融亜鉛めっき鋼板に対するセーフガード調査終了。（税賦課なし） -2019年3月13日、⑧異形鉄筋および棒鋼に対してクロの最終決定。コロンビア商工観光省がコロンビアのHSコード7213.10.00.00および7214.20.00.00の輸入関税を現行のMFN税率(10%)に8.5%を上乗せする形で引き上げる旨、官報告示。 -2021年3月13日、⑧異形鉄筋および棒鋼に対するセーフガード終了。	変更	・セーフガード措置乱用の中止。	
3	日機輸	規定等の不明瞭さ、頻繁な改定	・いくつかのHSコードにおいて輸出規定が不明瞭。また税関手続きにおいて変動が見られる。担当者によって見解が異なることも。	継続	・各HSコードにおいて明瞭な規定を定めて欲しい。	
4	日鉄連	適合性評価手続きの煩雑	・2013年9月20日、コロンビア商工観光省が異形線材（HS：7213.10.00.00）・ワイヤグリル（HS：7314.20.00.00）に対する適合性評価手続き導入に関するWTO通報を実施。制度のドラフトによると、国内生産者および輸入者は適合性評価を満たしていることの証明書の入手が必要となる。証明書は、a)国内の認証機関、b) IAF、MLA、ILAC、IAACといった相互承認を行っている国際認証機関、c)コロンビアが相互承認を行っている原産国における認証機関で入手が可能となる。 2015年2月2日、RESOLUCIÓN 0277 DE 2015において、6ヵ月後に適合性評価規制を導入する旨公示。	継続	・制度の撤廃。 ・手続き(含.除外制度)の明確化・簡素化。	・Draft Decree of the Ministry of Commerce, Industry and Tourism "Issuing the Technical Regulation applicable to plain and deformed steel wire and electrically welded mesh for concrete reinforcement which are manufactured

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						in, imported into or marketed in Colombia"
5	日機輸	日コロンビアEPAの未締結	・日コロンビアEPAの最終的な締結が未だなされていない。	継続	・EPAの早期締結による国内経済環境の改善が望まれる。	
5. 税制						
1	日機輸	移転価格文書の検証対象期間	・現地の移転価格税制上、期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。	継続	・OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めて頂きたい。	・移転価格税制（法人税法）
2	日機輸	所得税額引上げ、損金算入額上限の設定	・所得税額の引上げと所得に対する損金算入額の上限が設定され、適切な納税を行っている個人や企業に税収確保のためのしわ寄せがいき、過大な税負担となってしまう。	継続	・適正に雇用されている者にだけでなく、納税を免れている者へも適切に徴収し、公平な税負担を実現するようにして頂きたい。	
3	日機輸	納税手続きの煩雑	・様々な政府機関に税を支払う上で、必要以上の事務所類に時間を割かなければならない。	継続	・納税手続きを極力取りまとめて行い、不必要な事務作業を省略する。	
4	日機輸	個人の海外資産に対する課税	・コロンビアでは個人が海外に持つ資産に資産税を課するため、企業にとっては追加コストとなっている（特に土地家屋などの不動産について）。	継続	・海外不動産への課税の撤廃。	
5	日機輸	頻繁な税制改革	・税制改定が企業にとって都合が良い場合もあるが、税負担の不確実性が長期的な戦略を策定する際の障害となる。	継続	・頻繁な改正を避ける。	
8. 知的財産制度運用						
1	製薬協	強制実施権の発動	・医薬品の価格低下／保険財政の問題解決を意図した強制実施権の発動の動きがある。コロンビアは、2016年に特許を侵害しないジェネリック薬が販売されているにも関わらず、強制実施権の発動を新薬の価格低下のための圧力として用いた。2023年10月、保健省は、決議1579を通じて、抗レトロウイルス薬に関するDeclaration of Public Interestを発行し（強制ライセンス発行の重要な前兆であるといえる）、その後強制ライセンス発動のための準備を進めている。	継続	・TRIPS協定31条の条件を満たさない、安易な強制実施権の発動は止めて頂きたい。 ・強制実施権発動の基準や手順を明確化して頂きたい。	・TRIPS協定31条 ・ https://www.minsalud.gov.co/sites/rid/Lists/BibliotecaDigital/RIDE/DE/DIJ/resolucion-1579-de-2023.pdf ・ https://www.statnews.com/pharmalot/2023/10/03/colombia-patent-hiv-aids-gsk-viiv-license-medicine/ ・ https://www.statnews.com/pharmalot/2024/02/06/gsk-viiv-hiv-colombia-aids-patent-medicines/
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	煩雑な規制、手続き／家庭用化学薬品に関する環境ライセンス取得の遅延	・ALADI（ラテンアメリカ統合連合）やCELAC（ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体）諸国と比較し、コロンビアの規制の枠組は大きく、家庭用殺虫剤に含まれる有効成分（毒性）に関しては承認の取得が求められ、国立衛生研究所での手続きに8～12か月、国立薬品食品監視研究所での登録に3～4か月、国内の手続きだけでも11～15か月もの時間を要する。（コスタリカでは平均3～4か月程度。）更に有効成分の輸入に係る環境ライセンスに関しては、環境ライセンス庁での手続きに12か月を要する。	継続	・蚊が媒介する感染症の問題に取り組む地方企業が、革新的な製品の開発、輸出を目指すよう、至急状況の改善を求める。 ・地域経済協定における各種手順の規格化。（ALADI/CELAC） ・関係省庁における衛生、ライセンス取得に係る政策の見直し。	・1989年法令第2092号 ・1993年法律第99号 ・2010年8月法令第2820号
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						

※経由団体：各個人の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日機輸	不透明な環境法制	・環境法制（家電リサイクル法）の解釈が曖昧で、輸入量に比して達成可能な回収量を義務付けられている。	継続	・法改正により規定を明確化して頂きたい。 ・製造者の把握できる範囲を超える、消費者のリサイクルに対する意識や慣習、回収施設のアクセスの良さなども考慮に入れて回収量を設定して頂きたい。 ・実輸入量に即した回収義務を設定して頂きたい。	・Decreto 284 de 2018: Por el cual se adiciona el Decreto 1076 de 2015, Unico Reglamentario del Sector Ambiente y Desarrollo Sostenible, en lo relacionado con la Gestión Integral de los Residuos de Aparatos Eléctricos y Electrónicos
2	日機輸	環境ライセンス取得手続の煩雑・遅延	・特に鉱業、E&Pにおいて企業が建設を行うにあたり、環境ライセンスの取得に多くの時間を割かなければならない。さらに手続きが煩雑。	継続	・規定を明確にした上で、より短い時間でライセンスの取得できるようにして欲しい。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	強制解散規定	・年末時点で債務超過の法人に対して、強制的に解散させる規定がある。	継続	・当該規制を撤廃して頂きたい。	
12. 政府調達						
1	日機輸	猶予の無い一般入札プロセス	・入札条件が公開されてから、通常1-2か月で入札額を提示しなければならず、外国企業が分析し、必要な内部決裁をとる十分な時間がない。現状では新規のプレーヤーが歓迎されていない。	継続	・入札条件が公開されてから、各企業が入札額を提示するまでに少なくとも6か月は必要。	
99. その他						
1	日機輸	土地所有制限	・コロンビアにおいては会社が土地を取得することができるが、もし土地獲得後にコミュニティが要求すれば、プロジェクトは中止しなければならず、また裁判官がコミュニティに理があると裁定した場合、会社側は投下資本を失う。	継続	・このようなケースにおける投資家を保護できる法制定及びより能率的な手続きの改正。	